

介護保険制度の適正な見直しに関する意見書

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修及び生活援助サービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれましたが、次期介護保険制度改正では、給付の見直しが見送られ、現行制度が維持されることとなりました。

平成28年12月9日に開催された社会保障審議会介護保険部会では福祉用具や住宅改修の価格についての課題が指摘され、貸与価格に一定の上限を設けることなどの方向性が示されたことは、介護保険制度の適正な運用に寄与するものです。

よって、台東区議会は、国に対し次期介護保険制度改正の見直しにおいては、審議会の意見を踏まえ、福祉用具貸与の際の価格差の是正や住宅改修の内容、費用の適正化を早期に実現することで、介護保険制度の合理性を高め、利用者が適切にサービスを利用できる制度となるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

台東区議会議長 太田 雅久

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて